

令和2年度中国地区所有者不明土地等連携協議会通常総会

1. 中国地区所有者不明土地等連携協議会活動について 【別紙1参照】

本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う所有者不明土地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）に関して、支援等を行うことにより、用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的として、次に掲げる活動を行うこととしています。

1) 通常総会

本会規約第6条の規定により、当該年度の活動計画に関する事項を決定します。

2) 幹事会

本会規約第7条の規定により、活動内容の調整及び執行に関する事項等を審議します。

3) ワーキンググループ

本会規約第8条の規定により、各県毎にワーキンググループを設置し、中国地区所有者不明土地等連携協議会ワーキンググループ運営要領（以下「ワーキンググループ運営要領」という）第2条に定める構成員により、同運営要領第4条各号に掲げる内容の活動を行います。

4) 講習会・講演会

講習会・講演会の実施にあたっては、ワーキンググループにおいて地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえたものとして、土業等を講師に招き開催するものです。なお、原則として講習会は各県開催、講演会は広島で一括開催としています。

5) 相談窓口

中国地方整備局用地部用地企画課に相談窓口を設置し、地方公共団体が抱える用地業務に関する疑問・課題等のスムーズな解決を図ります。

2. 議事内容

議案第1号 令和元年度の活動内容の総括について

1) 講習会・講演会の開催結果【別紙2参照】

講習会については、地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえたテーマを講義内容とし、関係団体と連携して実施しました。講習会参加者からのアンケートによると「基本的な知識を身に付けることができ、大変有意義な講習会だった」「具体的な事案に基づいた講義で、大変興味深く拝聴できた」との感想を多くの受講者からいただきました。

講演会については、自治体職員に所有者不明土地法の趣旨等を浸透させ、所有者不明土地の利活用等に関心を持ってもらうことを目的とし、令和元年度は所有者不明土地問題を考えるテーマとして、国土交通省国土審議会土地政策分科会特別部会の専門委員である吉原祥子氏から『所有者不明土地問題の課題と今後の展望について』を、また、中国地方弁護士会連合会の常務理事である水谷耕平氏から『所有者不明土地問題における弁護士としての対応について』をご講演いただきました。講演会参加者からのアンケートによると「所有者不明土地が増えつつある背景や課題等、大変勉強になった」「弁護士の立場からの実務経験に基づいた話は、大変参考になった」との感想を多くの受講者からいただきました。

2) 出前相談会の実施結果

各県で講習会終了後に相談会を実施し、岡山県会場では5件、山口県会場では3件、計8件の相談を受け、協議会構成員から助言等を行いました。

3) 相談窓口への問合せ結果

相談窓口への問合せ件数は、令和2年3月末時点で123件でした。相談内容の内訳として最も多かったのが「土地等の補償に関すること」で87件となっており、「所有者不明土地に関すること」は9件に留まりました。

なお、「所有者不明土地に関すること」の相談内容において、整備局と法務局とが連携して、来局された地方自治体に対し助言を行った案件もありました。

議案第2号 令和2年度の活動内容の策定について

令和2年度の活動スケジュール（案）は、令和元年度第3回幹事会において決定していましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、相談窓口以外の活動を6月まで延期することとしたことから、令和2年度の活動スケジュール（案）を修正しています。

【別紙3参照】なお、主な活動予定は以下のとおりとしています。

1) 通常総会

日 時 : 令和2年8月17日～令和2年8月28日
開催方法 : メール開催

2) 幹事会

〔第1回〕

日 時 : 令和2年6月8日～6月12日開催（6月11日承認）
開催方法 : メール開催

本会規約第7条に基づき実施済。本総会における第1号議案について審議。

〔第2回〕

日 時 : 令和2年8月5日～8月12日開催（8月12日承認）
開催方法 : メール開催

本会規約第7条に基づき実施済。本総会における第2号議案について審議。

〔第3回〕

日 時 : 令和3年2月を予定
場 所 : 広島合同庁舎会議室（又はメール開催）
市町村への支援方策の結果整理。

3) ワーキンググループ

本会規約第8条及びワーキンググループ運営要領に基づき、以下のとおり実施しました。令和2年度における講習会及び講演会の実施計画（案）を策定しています。

〔鳥取県〕

日時 : 令和2年7月17日（金）
場所 : 県土整備部会議室

〔島根県〕

日時 : 令和2年7月3日（金）
場所 : 島根県市町村振興センター6階会議室

〔岡山県〕

日時 : 令和2年7月9日（木）
場所 : 岡山県庁分庁舎 606会議室

〔広島県〕

日時 : 令和2年7月14日（火）
場所 : 広島県庁北館5階 収用委員会室

〔山口県〕

日時 : 令和2年7月7日（火）
場所 : 山口県庁11階 収用委員会室

4) 講習会

〔講習会の実施計画（案）〕

講習会は各県毎に開催することから、各県内での地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえたテーマとし、各県ワーキンググループにおいて、講義内容及び講師の選定等を検討したうえで、各県の講習会の実施計画（案）を作成しました。【別紙4参照】

ただし、各県講習会の開催にあたっては新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、動画撮影して上映すること、または配信すること等、予定を変更することがあります。

また、講習会終了時にはアンケート調査を実施するものとし、その調査結果を基に改善点や要望等の洗い出しを行うこととします。

〔その他市町村への支援方策〕

各県全てにおいて、個別相談会の開催要望があることから、令和元年度に引き続き「出前相談会」を講習会終了後1時間程度で実施する予定としています。

なお、講習会の開催通知とあわせて相談会を行う旨を周知し、希望する市町村にはあらかじめ相談内容を確認する予定としています。

5) 講演会

講演会の実施にあたっては、ワーキンググループにおいて地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえ、以下の内容で講演会の実施計画（案）を作成しました。

会場については、広島市で一括開催する予定としていましたが、令和元年度の参加者数と同様の参加者数を想定した場合、「広島県の行事イベント等の対応方針」を充足する会場の確保が困難であるため、各県の講習会と併せて実施します。

〔講演会の実施計画（案）〕

① 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律を活用した事例紹介

講演時間：40分程度

講演者：東広島市建設部用地課

※広島県での講演を撮影し、他の4県では動画上映とする。

② 土地基本法の改正について

講演時間：40分程度

講演者：国土交通省不動産・建設経済産業局土地政策課公共用地室

※動画上映とする。

6) 相談窓口の設置

日時：随時

場所：中国地方整備局用地部用地企画課（メールによることを基本）

3. その他

(1) 改正土地基本法について（整備局から情報提供）

・ ・ 別添資料1

(2) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設について

（整備局から情報提供）

・ ・ 別添資料2